

# 被扶養者にかかる検認へのご協力ありがとうございました

平成26年7月1日を基準日として実施した被扶養者確認調査（検認）につきましては、組合員及び被扶養者の皆様にお忙しい中ご協力をいただきありがとうございました。

共済組合では、組合員はもちろん、掛金負担のない被扶養者にも様々な給付を行っています。そのため被扶養者は親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況）について一定の要件を満たしていることが定められています。

しかし、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため、共済組合では2年に1度その要件が備わっているか確認（検認）を行い、被扶養者としての資格を更新しています。

## 一定の要件とは…

- ① 組合員の収入によって生計を維持している者であること
- ② 扶養手当が支給されていること
- ③ 収入がある場合は年間130万円（月額 108,334円）未満であること  
（60歳以上の公的年金受給者、又は障害等の年金を受けている方は180万円（月額150,000円）未満）
- ④ 別居している被扶養者について仕送り（送金）をしていること（1人につき毎月50,000円以上が必須）など収入が限度額以内であることや生計維持関係等が必要となります。

今回の検認は、18歳以上75歳未満の被扶養者がいる組合員18,430人を対象に資格審査を行い、内容の確認を終了しました。不足書類等の提出については、引き続きご協力をお願いいたします。

## 今回の調査で取消した事例

- 年間収入が130万円（60歳以上の公的年金受給者、又は障害等を事由とする給付を受けている方は180万円）を超えていた
- 月額108,334円（60歳以上の公的年金受給者、又は障害等を事由とする給付を受けている方は15万円）を超えていた  
→パート、アルバイト等給与、年金と給与の合算金額が月額基準を超えている事例が多くありました。
- 父母の合算年収が360万円を超えていた
- 仕送りを手渡ししていた（仕送り確認のできる書類が用意できなかった）
- 仕送りをしていなかった  
→送金を途中から手渡しへ切り替えていた、送金を止めていた事例が多くみられました。
- 就職していた  
→被扶養者取消申告が漏れていた事例が多数ありました。
- 事業収入・農業収入が増えていた
- 日額3,612円を超える失業給付をもらっていた
- 別居していた
- 他に扶養義務者がいた
- 虚偽の申請で認定されていた  
→高額な営業収入等を無いものと申告し認定を受けていたため、収入発生時まで遡及して取消した事例がありました。



検認の結果、収入の増加や就職など異動にかかる手続き漏れが判明し遑って扶養の取消となったケースが多く見受けられました。この場合、その期間中の医療費等を返還していただくこととなりますので、被扶養者にかかる収入の管理をしていただくとともに異動が生じた場合には速やかに取消の手続きをお願いします。扶養認定（取消）のポイントを簡単にまとめましたので参考にしてください。

## 扶養認定（取消）のポイント

扶養認定(取消)にかかる内容はホームページでもご確認くださいませ。(被扶養者の認定・取消 Q & A)

### その 1

18歳以上60歳未満の方は、学生（夜間学部・通信教育を除く）と無職無収入の配偶者でなければ原則被扶養者となることはできません。



### その 2

毎年4月には、家族の卒業、進学、就職、退職等の状況を確認し手続きに漏れないようにしましょう！



### その 3

パート、アルバイト収入のある方については、限度月額を超えていないか小まめに確認をしましょう！また、年の初めには源泉徴収票で前年の収入の確認をしましょう！

### その 4

確定申告をしている方は、年収が130万円を超えていないか確認しましょう！



### その 5

年金を受給されている方は、誕生日と毎年4月には年金額の確認をしましょう！



### その 6

別居している方への仕送りは毎月送金していますか？送金明細書を紛失していませんか？確認しましょう！送金せず手渡しをしている場合は、扶養の事実が確認できないため取消になります。